

使用済自動車の再資源化等に関する法律の 施行期日を定める政令の概要

平成14年12月
経済産業省
環境省

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行期日を平成15年1月11日とするもの。

(参考)

使用済自動車の再資源化等に関する法律の各規定の施行時期は、以下の3段階。今回の政令は(1)の施行期日を定めるもの。

- (1) 公布(2002年7月12日)後6月以内の政令で定める日
 - 目的、定義関係、指定法人の監督規定部分

- (2) 公布後2年以内の政令で定める日
 - 解体業者・破砕業者の許可等の再資源化の実施のための準備行為関係、公表料金の基準関係 等

- (3) 公布後2年6月以内の政令で定める日
 - 本施行：引取・引渡義務、再資源化預託金等の預託義務、移動報告義務 等

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課

小林、諸永、佐藤(貴)

TEL: 03-3501-1690

政令第 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行期日は、平成十五年一月十一日とする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十三条第四項、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第四十一条まで、第三章第三節及び第四節（第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）を除く。）、第七十三条第四項（情報管理料金の認可に係る部分に限る。）、第五項、第六項（料金の認可に係る部分に限る。）及び第七項、第七十八条第三項（手数料の認可に係る部分に限る。）、第七十九条、第八十二条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。）、第二百二十二条第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで（解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。）、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十条第一項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十四条、第二百三十八条第三号（第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第四号から第六号まで、第二百三十九条第二号（第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分に限る。）、第四百十条第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第四百十二条並びに第四百十三条第一号並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八条から第二十一条まで、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条から第二十七条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三章第一節及び第二節、第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで、第四項（情報管理料金の認可に係る部分を除く。）及び第六項（料金の認可に係る部分を除く。）、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項、第二項及び第三項（手数料の認可に係る部分を除く。）、第五章（第八十二条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。）を除く。）、第六（）、第二百一十一条、第二百二十二条（第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで（解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。）を除く。）、第二百二十四条、第二百三十条第二項、第二百三十七条、第二百三十八条第一号、第二号及び第三号（第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分を除く。）、第二百三十九条第一号及び第二号（第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分を除く。）、第四百十条第一号及び第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分を除く。）並びに第四百十三条第二号並びに附則第三条、第四条、第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第七十四条及び附則第十条の規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の概要

平成14年12月
経済産業省
環境省

1. 趣旨

法の対象となる物品等を明確化する定義等について規定するもの。

2. 概要

対象外自動車 【施行令第1条(法第2条第1項第4号関連)】

法の対象から除かれる自動車として、法において規定する被けん引車、二輪車、特殊自動車に加え、農業機械、自動車製造業者等の試作車、防衛用装甲車など通常の四輪自動車とはリサイクルルートが異なるものを規定。

使用済自動車に含まれない架装物

【施行令第2条(法第2条第2項関連)】

自動車の使用を終了した際に取り外して再度使用することが多いため使用済自動車から除かれる架装物装置として、保冷貨物自動車の冷蔵装置、コンクリートミキサー、トラッククレーンなどを規定。

指定回収物品 【施行令第3条(法第2条第6項関連)】

自動車製造業者等が解体業者から引き取って再資源化を行う義務がある物品として、エアバッグ類を規定。

特別区の事務 【施行令附則第2条(法附則第11条関連)】

法において特別区の区長が行うこととなっている事務のうち、当分の間都知事が行うこととする事務を規定。

3. 施行期日

平成15年1月11日

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課

小林、諸永、佐藤(貴)

TEL: 03-3501-1690

政令第 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令

内閣は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項第四号、同条第二項及び第六項並びに附則第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車から除かれるもの）

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める自動車は、次のとおりとする。

- 一 農業機械又は林業機械に該当する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）
- 二 走行装置としてカタピラ及びそりを有する自動車
- 三 競走用自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）
- 四 自衛隊の使用する装甲車両
- 五 前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの

六 自動車製造業者等（法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をした自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。）

（取り外して再度使用する装置）

第二条 法第二条第二項の政令で定める装置は、次のとおりとする。

一 保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のバン型の積載装置

二 コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

三 土砂等の運搬の用に供する自動車（法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の荷台その他の囲いを有する積載装置

四 トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置（人又は物を運送するために用いられるものを除く。）

（指定回収物品）

第三条 法第二条第六項の政令で定める物品は、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装

置に使用するガス発生器とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年一月十一日）から施行する。

(都知事が管理し、及び執行する事務)

第二条 法附則第十一条の政令で定める事務は、法第十九条、第二十条、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、同条第二項（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、同条第二項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第四十八条第一項（これらの規定を法第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条（法第五十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、同条第二項（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、同条第二項（法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第

六十三条第一項、第六十四条（法第七十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第三百十条第一項及び第二項並びに第三百十一条第一項並びに附則第五条第二項及び第六条第二項に規定する事務とする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令案 参照条文

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第一条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）

二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であつて政令で定めるものを有する自動車にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したものを）をいう。

3 5（略）

6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該自動車在使用済自動車となつた場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの

二 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該自動車在使用済自動車となつた場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

7 14（略）

15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

二 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。

17 (略)

附則

(特別区の長の事務に関する経過措置)

第十一条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 (略)

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6・7 (略)

(自動車の種別)

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七〜十六 (略)

2 (略)

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

平成14年12月
経済産業省
環境省

1. 趣旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定に基づき、破碎前処理、再資源化等を行う自動車製造業者等の範囲等を規定するものである。

2. 概要

- (1) 破碎前処理の定義を、圧縮及びせん断とする。
- (2) 自動車の製造及び輸入の委託の定義を、当該自動車の部品、材料、設計、商標の使用等の指示がなされた製造等とする。
- (3) 特定自動車製造業者等の要件として、直近5年度において、年度ごとの製造及び輸入を行った台数が1万台に満たないことを基準とする。

3. 施行期日等

公布日 平成14年12月20日
施行日 平成15年 1月11日

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課
小林、諸永、佐藤（貴）
TEL：03-3501-1690

経済産業省
環境省 令第 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十四項及び第十五項第一号並びに第一百六条第一号の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十四年 月 日

経済産業大臣 名

環境大臣 名

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。

）において使用する用語の例による。

（破碎前処理）

第二条 法第二条第十四項の主務省令で定める破碎の前処理は、次のとおりとする。

一 圧縮

二 せん断

(自動車の製造等の委託)

第三条 法第二条第十五項第一号の主務省令で定める委託は、自動車を製造し、又は輸入する行為の委託であつて、当該自動車の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われているものとする。

(特定自動車製造業者等の要件)

第四条 法第一百六条第一号の主務省令で定める台数は、一万台とする。

2 自動車製造業者等が特定自動車製造業者等に該当するかどうかの判断は、委託の直前五年間の各年度のうち製造等をした自動車の台数(国内向け出荷に係るものに限る。)の最も少ない年度における台数と前項の台数を比較して行う。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成十五年一月十一日)から施行する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号 の特殊の用途に使用する自動車を定める省令

平成14年12月
経済産業省
環境省

1. 趣旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第号。）の規定に基づき、特殊の用途に使用する自動車を定めるものである。

2. 概要

本省令で定める特殊の用途に使用する自動車は、ホイール式高所作業車及び無人搬送車とする。

3. 施行期日等

公布日 平成14年12月20日
施行日 平成15年 1月11日

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課
小林、諸永、佐藤（貴）
TEL：03-3501-1690

経済産業省
環境省 令第 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第 号）第一条第五号の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の特殊の用途に使用する自動車を定める省令を次のように定める。

平成十四年 月 日

経済産業大臣 名

環境大臣 名

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の特殊の用途に使用する自動車を定める
省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 ホイール式高所作業車

二 無人搬送車

附 則

この省令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行の日（平成十五年一月十一日）から施行する。